

## 函館市介護助手活用促進事業雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護助手活用促進事業雇用奨励金(以下「雇用奨励金」という。)の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この雇用奨励金は、介護サービス事業者が介護事業所における介護職の業務の見直し等を行い、直接介助以外の補助業務に従事する者(以下「介護助手」という。)として地域人材を雇用する取組に対し、その人件費の一部を支援することで、介護職の業務負担の軽減や専門性の高い業務に集中して携わることができるよう労働環境の改善を図り、介護職の職場定着と介護人材の確保につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この要綱において「介護サービス事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを行う事業

ウ 法第8条第25項に規定する介護保険施設

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業

キ 旧介護保険法(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法)第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(2) この要綱において「介護サービス事業者」とは、前号に掲げる事業を行う事業所を函館市内に有する事業者をいう。

(3) この要綱において「継続雇用就労マッチング」とは、短期雇用契約を満了した介護助手を対象に、継続雇用を前提とした面接等を実施することをいう。

(交付対象事業者)

第4条 この雇用奨励金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、函館市内に有する介護事業所において介護職の業務の見直し等を行い、地域人材を介護助手として雇用する取組を行う介護サービス事業者とする。

(雇用奨励金)

第5条 雇用奨励金は、新たに介護助手を3か月間雇用し、短期雇用契約満了後に継続雇用就労マッチングを行った場合に交付するものとする。

2 雇用奨励金は、介護助手の雇用に係る人件費に対して、他から助成・貸付を受けている場合には、交付の対象としない。

3 介護助手の雇用に係る人件費とは、介護助手の雇用に係る賃金（基本給のみ）とする。

(雇用奨励金の額)

第6条 雇用奨励金の額は、介護助手1人当たり10万円（ただし、3か月間の雇用契約期間の人件費が10万円に満たない場合は、人件費として支払った額）とし、予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(雇用奨励金の交付申請)

第7条 交付対象事業者が、雇用奨励金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）のほか、次に掲げる書類を添付したものを提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 交付対象経費予算書（別記第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(雇用奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、雇用奨励金の交付の決定を行い、交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(雇用した介護助手の報告)

第9条 交付対象事業者は、短期雇用就労マッチングの結果、交付対象となる介護助手を雇用した場合、都度就労マッチング状況一覧（別記第5号様式）

および雇用契約書の写しを提出しなければならない。

(雇用奨励金の変更申請)

第10条 第8条の交付の決定を受けた交付対象事業者は、当該決定の内容等を変更しようとするときは、補助金等交付決定変更申請書のほか、次に掲げる書類を添付し、市長に申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 交付対象経費予算書（別記第3号様式）

(雇用奨励金の実績報告)

第11条 第8条の交付の決定を受けた交付対象事業者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（別記第6号様式）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第7号様式）
- (2) 交付対象経費報告書（別記第8号様式）
- (3) 介護助手職員の勤務日数および賃金支払証明書（別記第9号様式）
- (4) 交付対象の介護助手に支払った人件費を証明する書類（賃金台帳の写し等）
- (5) 交付対象の介護助手の勤務日数を証明する書類（出勤簿の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(雇用奨励金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告にかかる書類を審査し、適当と認めるときは、雇用奨励金の額の確定を行い、額の確定通知書（別記第10号様式）によりその額を交付対象事業者に通知するものとする。

(雇用奨励金の交付)

第13条 雇用奨励金は、前条の規定による雇用奨励金の額の確定後において交付するものとする。

(決定等の取消しまたは雇用奨励金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雇用奨励金の交付の決定を取り消し、またはすでに交付した雇用奨励金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) その他市長が雇用奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。